令和２年度　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水素を活用した社会基盤構築事業）

令和２年４月
公益財団法人 北海道環境財団

よくあるご質問
Ⅱ.水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業 『FCフォークリフト・FCバス』

	質　問	回　答
応募申請について		
1	対象となる燃料電池産業車両の製造者でも補助申請は可能でしょうか。	公募要領P.3補助対象事業の補助事業者の要件を満たす場合は対象となります。ただし、自社製品を導入する事業の場合、対象設備の原価が補助対象経費となります。
応募申請時の提出書類について		
2	応募申請時提出書類にある「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」とは何を指していますか。指定の様式はありますか。	ハード対策事業計算ファイル（Ｃ．輸送機器）を使用してください。データはExcel形式で提出してください。 環境省ホームページ ＞政策分野・行政活動 ＞政策分野一覧 ＞地球環境・国際環境協力 ＞地球温暖化対策 ＞地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞ 平成29年２月　環境省　地球環境局　をご参照ください。 URL： http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html
導入設備等について		
3	燃料の水素を車両に充填するための設備は補助対象になりますか。	本事業は燃料電池フォークリフト・バスの導入のみを対象としています。
4	燃料電池バスのオプションも補助対象となりますか。	車両本体価格が補助対象となります。オプション等は補助対象外です。
5	燃料電池フォークリフトのオプションも補助対象となりますか。	爪やアタッチメントなど業務上必要であれば補助対象となりますが、詳細についてはお問い合わせください。
6	導入予定の燃料電池フォークリフト・バスの、次の諸費用は補助対象となりますか。 （車庫証明手続き、検査手続き、届出手続きにかかる代行費用、納車費用、自動車損害賠償保険など）	対象経費は、燃料電池産業車両の導入に直接必要な経費設備費のみとなります。したがって、各種手続き(官公庁等への申請、届出等に係る経費等)の諸費用は対象外となります。
補助対象経費について		
7	産業車両（フォークリフト・バス）の補助単位は、車両１台に対する補助という理解でよろしいでしょうか。	補助の単位は「１台」あたりです。
8	産業車両（フォークリフト・バス）の導入については、完成車両の購入が想定されますが、車両の購入費用は別表第２中の、「区分：工事費、費目機械器具費」の区分とすべきか「区分：設備費、費目：設備費」のどちらで申請すべきでしょうか。	「区分：設備費、費目：設備費」としてください。
複数箇所で事業を行う場合の申請について		
9	同一の事業を複数の場所で行う場合の応募申請は、どのように申請すればよいですか。 事業所ごとに分けるべきでしょうか。または、まとめての申請は可能ですか。	事業者毎に複数の場所での事業をまとめて申請することも可能ですし、別々に申請することも可能です。